

令和7年 第1回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和7年1月27日（月） 午後1時30分～午後3時10分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 （17人）

出席者	1番	宇佐美幸雄	2番	山田 茂	3番	竹内 佳重
	4番	須藤 克美	5番	宮口 太郎	6番	井上 豊
	7番	芝崎 篤子	8番	眞砂 幸光	9番	神宮 俊夫
	10番	戸塚 勉	11番	橋本 一男	12番	武井 洋一
	13番	田中 正明	14番	中山 範雄	15番	金井 亮
	16番	伏田 再子	17番	丸山 征二		

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請審議について （保留分）
日程第 4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 7	議案第5号 農地法第43条の規定による届出について
日程第 8	議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
日程第 9	議案第7号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	農地係長	真下 貴光
農地係	中嶋 圭	農業振興係	大河原健斗

会議の概要

議長 ただいまから令和7年第1回農業委員会総会を開会します。

本日出席委員は、17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、4番須藤克美委員・14番中山範雄委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。令和6年12月25日開催の第12回総会で許可相当の議決案件、農地法4条関係2件、5条関係16件につきましては、令和7年1月20日付で許可書を交付いたしました。

現況証明の12月分の取扱いについてですが、1件の申請がありました。転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。続きまして、別紙でお配りしましたA4一枚紙の令和7年第1回総会報告案件一覧を御覧ください。

群馬県農業会議の第1回常設審議委員会が1月20日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。

ぐんま農業委員会女性ネットワーク第1回理事会が1月22日に前橋市のJAビルで開催され、芝崎委員が出席されました。

議 長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請審議について（保留分）を議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年1月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第5条保留分の申請は、議案書1ページ記載の1件です。

受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第1号、農地法第5条の1番です。前回、臨時駐車場として工事計画に不備があったので、それが解消されれば問題ないかと思われます。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したい
と思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場
合は、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、2 班に 1 番の 1 件、以上合計 1 件を付託します。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請審議につい
てを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したか
ら審議のうえ議決願いたい。

令和 7 年 1 月 2 7 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第 2 号、農地法第 3 条の申請は、議案書 2 ページ記載の 5 件です。受理し
た申請書は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満た
すと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

意見のある方はお願いします。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第 2 号、農地法第 3 条の 4 番です。この受け人の方は、先ほ
ど説明の中にあったように〇〇で、現在、水耕栽培でリーフレタスの種まきか
ら収穫、販売までやっております。バナナも何か植わったりしてやっておりま
して、その〇〇の皆さんを使ってというか、作業をしてもらってオリーブを植
えるということです。現地に行ったら道がないのでどうなのかなと思ったら、
地元の人に聞いたら前はちゃんとあったよということなので、それは復旧すれ
ば何とかなるだろうし、今現在、譲渡人の方もそういう形になってしまったの
で、何か北斜面なので、北のほうの畑を通してもらって耕作していただきたいで
す。それで、その辺の話も出ているらしいので、取りあえずはそういった形で

作業を始めるらしいので、話を伺ってきました。以上、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 事務局、オリーブは安中市の助成を受けてやるの。

事務局 そこまでは確認しておりません。

議 長 わかりました。ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第2号、農地法第3条の許可申請書の5番です。全部で13筆ありますが、現地に行ってみたのでは、これ先ほど事務局の説明があったように〇〇関係で、受けるほうは現在サラリーマンですが、親が今、自家消費的な野菜を一生懸命作っていて、土、日は本人も手伝ったりなんかして、何とかこの13筆、原野とか山林もありますが、何とか受け継いでやっていけるのではないかなと思うのですが、よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。3条関係の1番と3番です。

1番につきまして、申請地は河川の北側で陽当たり良好な位置にあります。かつては梅の栽培の盛んな場所でありましたが、その後、放棄地化が進む中で、この申請地の1区画のみが管理が継続されて梅の手入れもされてきました。譲受人はその農地を、その畑をそっくり引き継いで梅畑として耕作を続けていきたいということでございます。また、梅の花粉交配も兼ねて河川に自生しているアカシアの花を蜜源として蜂の箱を置くことも考えているということで、この申請の梅畑をそのまま引き継ぐということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、3番ですが、3番の申請の受け人は、自己所有地の周辺の荒廃農地を積極的に取得して、自分の持っている農機をフルに活用しまして耕作可能な土地として復元して、積極的に果物を育生して直売所などに出荷している現状でございます。今回申請の農地につきましても、取得後、積極・効率的に活用できるものと思いますので、参考によろしくどうぞお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。農地法第3条の2番なのですけれども、これ5条の3番のところでまた説明いたしますので、そちらのほうでよろしく願います。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番、4番の2件、3班に5番の1件、計5件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年1月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第4条の申請は、議案書3ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局、2番の理由書の理由の概略をちょっと。

事務局 こちら2番でございます。こちらなのですけれども、令和5年度に3条申請で、こちらの耕作放棄になっているかなり大きい面積を取得したのですけれども、今回、東側に住宅を新築して、どうしてもここを使用する必要があるということで、その理由書のほうが添付をされております。

以上です。

議 長 分かりました。

説明が終わりました。本案について意見のある方は願います。5番。

5番委員 5番です。議案第3号、農地法第4条関係の1番です。この案件は、住宅に続

いている畑で、面積も少なく、問題ない案件だと思います。よろしくお願いいたしますします。

議 長 11番。

11番委員 11番です。3号議案、4条2番です。先ほど見せていただきましたが、申請地は住宅と住宅の間に挟まれた土地であり、通路と駐車場ということで、また3種ということですので、問題ないと思います。

議 長 ほかに。

1番。

1番委員 議案第3号、農地法第4条の規定の申請です。3番になります。社会福祉法人がグループホームを建築するということで申請が出ております。場所的には南に県道が走っていきまして、ここは落差が7、8mあると。北側には既存の建物が建っておりますので、特に農地に影響はなさそうなので、問題はないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番の1件、以上合計3件を付託します。

次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明を願います。

事務局 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年1月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和7年1月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第4号、農地法第5条の申請は、議案書4ページから5ページ記載の15件及び議案書7ページ記載の計画変更2件の計17件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

16番。

16番委員 16番です。農地法第5条の7番です。ここは2種農地となっておりますが、もう既に山林という状態ですので、山林として申請するのに問題ないと思います。

議長 ほかに。

11番。

11番委員 11番です。議案第4号、5条の11番と12番ですが、松井田の〇〇の東方の申請地でございます。西側がもう既に太陽光ができています。それで北側は住宅、南側は住宅に挟まれた土地でございます。また、3種農地という事で特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第4号、農地法第5条、5筆あるので順番にいきいたいと思います。

1番につきましては、道路と住宅の隙間のような形になっていますが、本人は道路だと思ったということでしたが、測量した結果、〇〇の土地だということで、所有権移転贈与ということで、面積もあまりなく道路際の狭い土地で特に問題ないと思います。

2番につきましては、やっぱり同じパターンですけれども、北側に太陽光発電がもう既に出来上がっているのですけれども、そこに排水管があったのを畑の周りに埋設するというので、その工事も地域に及ぼすような影響は特に問題ないと思います。

8番です。ここは農用地区内の農地ということですのでけれども、〇〇の駐車場のすぐ隣で、3年間の一時転用という形なのですけれども、しっかり原状に戻していただくような形が取れば特に問題ないのではないかと思います。

す。

9番につきましては太陽光発電用地ですが、線路際と市道に挟まれた三角の土地で、ここは特に問題ないと思います。

続きまして15番、これは譲渡人のすぐ東側の土地なのですがすけれども、直接畑に入る道路はないのですがすけれども、譲渡人の庭が広いので、多分そこを使って行かれていくという形になると思います。特に問題ないと思います。

以上です。

議長 今のちょっと補足しますが、8番に関しては、本日、本人を呼んでおりますので、事業説明がありますので、そこで皆さん質問をしてください。ほかに。

2番。

2番委員 2番です。議案第4号、農地法第5条の4番、5番、13番の3件です。

まず、4番です。この土地は北傾斜の土地で建っている住宅であり、あまりよく見ないで使っていた土地と思われます。道路際のほうは、北傾斜はかなり傾斜のきつい畑なので、これ問題ないかと思われます。

5番です。これ〇〇の住宅を建てる土地ということで、道の北側はもうほとんど住宅化の進んでいる土地であります。これ問題ないかと思われます。こちら辺の地区は4軒〇〇がありまして、3軒もうよして、最後によしたうちがこのうちでありまして、ぽつぽつこの辺は学校に近いので住宅化が進む土地ではないかと思われます。

13番です。東側に太陽光発電所があり、軽トラックがやっと入れるようなところの土地で、畑であり、問題ないかと思われます。

以上です。

議長 3番。

3番委員 3番です。議案第4号、農地法第5条の6番です。この土地については、前に申請が出て許可用地とかになっていきますけれども、住宅地なので周辺農地に影響ないと思われますので、よろしくお願いします。

議長 5番。

5番委員 5番です。議案第4号、農地法第5条関係の14番でございます。この案件見てきましたら、周りに農地がなく、周りの畑に影響はないと思いますので、やむを得ないかなと思います。よろしくお願いいたします。

議長 8番。

8番委員 8番です。議案第4号の農地法第5条、3番と10番。

3番のほうから説明します。これは3条のほうにも申請出ていましたけれども、農用地区域内用地ということで原則不許可なのですけれども、営農型ということで許可になっています。事務局のほうから説明がありましたけれども、事前に許可を受けて去年の10月ですか、たしか下にネギが植えてあったような気がするのですけれども、今、この間確認に行ったら、下のほう、耕運してありました。ネギ、ナス、キュウリ、家庭菜園みたいなものになります。取りあえず〇〇さんという譲渡人は、この辺の大地主です。問題はないと思います。それから、10番の土地です。〇〇の〇〇、〇〇が昔ありました。この場所が〇〇、今建設中ですが、〇〇の手前の左側です。昔〇〇というお店がありましてその前もちょっと別のお店がやっていましたが今はもう営業してませんけども、その〇〇のところを譲り受けて、この上のところに駐車場をつくるという計画であります。〇〇もできますので、〇〇の発展のためによろしいのではないかと思います。是非よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第4号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から5番の5件、2班に6番から9番の4件、併せて計画変更1番の計5件、3班に10番から15番の6件、併せて計画変更2番の計7件、以上合計17件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開します。

(休憩午後 2:05)

(書類審査)

(再開午後 2:25)

議 長 全員そろっていますので、再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第5条関係（保留分）の1番と、議案第4号、農地法第5条関係8番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第1号、農地法第5条関係（保留分）の1番の案件申請者から説明を求めます。

（議案第1号1番案件申請者入場・着席）

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

1 番申請者 ○○総務部の○○と申します。今日はよろしくお願いいたします。

1 番申請者 同じく○○、総務部の○○と申します。よろしくお願いいたします。

1 番申請者 では、事業の説明をさせていただきます。今回の農地一時利用駐車場計画につきまして、計画概要といたしまして、まず目的ですが、従業員の駐車場が不足するため、農地を一時的に駐車場として転用しまして、期間満了後は農地として復元することをお約束いたします。

転用予定期間につきましては、こちらはあくまで計画段階の予定期間ですが、2025年2月17日から2028年2月16日となっております。予定地につきましては、安中市○○、安中市○○、安中市○○、合計4,825平米を予定しております。

続きまして、設置と運用管理の説明は○○のほうからします。よろしくお願いいたします。

1 番申請者 工事施工関連図を参考に説明いたします。まず工程として、丁張、準備工の後路床整正をし、そこに土木安定敷設シートを張ります。その後、路盤RC40-0クラッシャーラン砕石を今回採用しました。それをt=100mm設置します。その後、トラロープにより区画割りをします。C40-0については、岩石を砕いたままの砕石と言われ、クラッシャーランといいます。粒の大きさは調整していないため、大小の粒があります。RC40-0については、リサイクルクラッシャーランといい、コンクリートやアスファルト、レンガなどを破砕したものであり、再生材であることから雑草が生えにくい利点があります。工事期間は1か月と予定しております。運用管理内容としては、定期的な砂利の補充や整地、雨水排水の監視を予定しています。運用管理期間は2年9か月としています。

復旧計画としての工程、砕石安定シートを撤去後、表層が固くなっている可能

性があります。農地への復元としてトラクターを用いて20cmの深さで耕して農地に復元し、所有者へ返却することをお約束します。

1 番申請者 当社の農地一時利用駐車場計画は以上になります。最後、レジュメにあるとおり、農地復元をすることをお約束しますので、よろしくお願いいたします。

議 長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

9 番。

9 番委員 9 番です。資料も出していただいて説明も受けたのですが砂利の撤去もしっかり完了してもらって、農地に復旧するようお願いします。

議 長 それは質問ではなくて、要望でよろしいですか。

9 番委員 はい。

議 長 ほかにありますか。

1 7 番委員 では、17番から。本日はどうもご苦労さまでした。先月、この説明がしていただければ、もう先月で済んだので、事前に事務局を通して素材ですとか工期ですとかそういったことに対する説明も求めていると思いますので、今後はできれば我々としても二度手間をすると時間的にもロスがありますので、こういった説明を1回でやっていただくようお願いいたします。

1 番申請者 かしこまりました。

1 7 番委員 それと、今おっしゃっていますように、当初予定どおり砂利を入れるということなので、碎石を入れるということなので、どうしても農地に復元するのに砂利があると農地としては使いづらい、地主さんが使いづらいと思いますので、終了後の撤去作業、これに関しては適切に処理をするようお願いします。

1 番申請者 かしこまりました。

議 長 ほかにありますか。

8 番。

8 番委員 一つだけいいですか。8 番です。このシートを敷いた上に碎石を敷くというのですけれども、碎石はどうしても入れなければ駄目ですか。

1 番申請者 そうですね。

8 番委員 というのは、復元するときにトラクターを用いて20cmの深さで耕していくという話、この碎石、要は碎石なのですが、実際には瓦とかレンガとかコンクリートとかそういったものを砕いて何かちっちゃいやつなのです。そうすると、このシートの下に踏んで入っていくとトラクターの刃が回りません。

農家の経験のある方は、トラクターを動かしたことがある人はいらっしゃいますか。乗ったことがありますか。

1 番申請者 ないです。

1 番申請者 ないです。

8 番委員 トラクターの 20cm の深さで碎石のあるところを掘っていくというのは、まず不可能です。石に当たってしまって、トラクターの刃が回らなくなります。もしやるのだったら、天地返しにしたりということで。

議 長 8 番委員、すみません。碎石は撤去、除去してから起こすということなので。

8 番委員 だから撤去したシートの中に碎石が入ってしまう。この PP シート、昔の麻みtainな袋をビニールで作ったのです。予定ではここに敷いて、その上に草を植えた、その下です。逆にこれがあるから草を仮にはべらかす。だから私が言うのは、碎石をどうしても入れなければいけないのか。碎石がなければ一番問題ないのですけれども、そういうことを会社のほうで考えたことはあるのですか。極端な話が、この PP シートの厚いものであれば、多分 3 年ぐらいだったら、その上にのっかって特に問題はなく、一番最後に PP シートを剥がせば特に問題はないのではないかなと思います。草も除草剤をまけば生えたものは除草しなくても枯れますから、今除草剤もいろいろなものがあります。草だけを枯らして下に有害なもの、残さないような除草剤がありますから、そんなことも考えたほうが。どうなのでしょう。安くはなるし、どうしてもこのままでやるというのであれば、今、企業さんのほうが話したように完全に農地を復元してくださいよ、ということなのでしょうけれども、そこまではあまり考えていなかったのかなと。歯切れが悪くて申し訳ないですけれども、そんなことの参考意見です。ご一考いただければと思います。

以上です。

議 長 では、参考意見という事です。ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

1 番申請者 ありがとうございました。

(議案第 1 号 1 番案件申請者退出)

議 長 次に、議案第 4 号 8 番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第 4 号 8 番案件申請者入場・着席)

議 長 それでは、最初に自己紹介のほうをしていただいてから申請内容の説明をお願いいたします。

8 番申請者 お世話になります。〇〇グループの〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。なお、農業委員の皆様には、常日頃から弊社の事業に対してご理解、ご協力いただき大変お世話になっております。この場を借りて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

本日、1月10日に農地法第5条の許可申請をさせていただきました。その申請内容の説明に当たり、事業所の事業所長、〇〇のほうから説明してくるようということで本日はお伺いいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。一応事業の状況としましては、海外でいろいろ不安定なところとかありますが、あと米中の摩擦等でいろいろ問題あるのですけれども、今のところうちのほうはあまり業績が落ちるようなこともなく推移しております。引き続き、今の状況を向上するようにいろいろ設備を強化させていただいて、その点でいろいろご理解いただいているところでございます。

本日は、ちょっと申請に関しては〇〇のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

8 番申請者 代理人の行政書士の〇〇と申します。どうぞよろしくお願い致します。関係者の皆様には、農地法業務において常にお世話になっております。

それでは、工事施工の概要についてご説明させていただきます。〇〇の従業員駐車場用地ということで一時転用の申請をお願いしたわけでございます。場所が安中市〇〇番、畑で1, 543平米でございます。目的は従業員の駐車場ということで、計画の台数は37台ということになっております。新入社員が増えるのでという目的なのですが、今年度、〇〇さんのほうで新入社員の人数の概要についてちょっとご説明させていただきます。

8 番申請者 2025年度の新入社員の計画でございます。一般職は高校を出て入っていただく方が65名、専門職、大学を出て総合職で入っていただく方が35名で、100名の計画であります。それで、今回申請させていただく〇〇のほうですが、一般職が一応15名、総合職、研究所があります関係で総合職が20名、35名が入る。あとは場内にも車を今止めているところもありますので、そちらのほうも外に出さなければいけないということもございまして。一応新入社員としては、松井田のほうに配属されるのが35名で計画しております。

8 番申請者 それでは、施工の概要についてご説明させていただきます。まず、申請地の現

況農地地盤を整地して転圧します。それから、整地、転圧後の地盤沈下の防止、地盤の早期安定、雨水の透水性の向上と農土と碎石の遮断幕として混入の防止のためにトスコPPシート、厚さ0.73mmを施工いたします。

そのときにPPシートを敷いて、その上に碎石、厚さ10cmを敷いて整地いたします。碎石なもので雨水は自然浸透するのですが、安全を考慮して隣接地西側道路への雨水の流出防止のため、駐車場の整地勾配を東側の既存駐車場側に向けて雨水が流れるように施工いたします。工事の発注先は、〇〇を予定しております。

それから、駐車場利用が終わったときには、碎石を農土と混ぜて残らないよう責任を持って撤去し、畑として利用できるように原状に復旧いたします。撤去の際、機械のバックホウというやつで碎石を取るのですが、そのときにバックホウの爪が平らなやつを使って、シートを破らないように碎石を取ります。その横にトラックを置いて、順次積んでいくような形です。碎石が少なくなったらシートを寄せて、碎石を集めて人力で処理するような形でございます。それを繰り返していくわけなのですが、あくまで碎石が農地に残らないようにきちんと処理はいたします。工事完了後は、事業完了報告書を提出して、工事終了後は同じく完了報告書を提出して、地権者様、それから農業委員会事務局の方に見ていただいて確認をさせていただきます。

以上がご説明になります。

議長 申請者の説明が終わりました。質問のある方はお願いします。

15番。

15番委員 15番です。今日のご苦労さまです。

今、私、これでシートの材料を見ていたのですが、一番この表の中で厚くて強度のあるものを使うということで引っ張り強度、厚さ、5cm幅で2,700mですか、結構強力なのですが、強いと思うのですが、この表の反対側のほうの撒き出し状況の写真、重機がバックホウとブルで敷きならすと言っているのですが、これはこんなのが載っても破けないですか。

8番申請者 これはシートの上に土を被せて、盛土の多分写真だと思うのですが、今回はシートの上に碎石を敷きならして整地、転圧かけて、碎石が下に入っていますからシートが破れるようなことはございません。

15番委員 じかにシートの上に重機が載るということはないですか。

8番申請者 ないです。それはやっちゃうともう、ぐちゃぐちゃになっちゃう。

- 15番委員 その辺は、私は素人なものだから心配というか。
- 8番申請者 それは大丈夫です。
- 15番委員 そうですか。
- この材料、PPシートの幅はどのくらいのものですか。
- 8番申請者 幅はいろいろあるのですけれども、それは工事屋さんのほうで現状を見ていただいて、決めるような形を取らせていただいております。
- 15番委員 ピンで止めるということですね。
- 8番申請者 そうですね。押さえながら敷いていく。
- 15番委員 そんなのでも特にめくれ上がったり。
- 8番申請者 細かく打ったりして、めくれないようには工事屋さんがしますから。
- 15番委員 あと、ちょっと聞きたいのは、事前に畑、畑ですよね。
- 8番申請者 はい。
- 15番委員 畑をならすのですか、表面。
- 8番申請者 そうですね。ちょっと段差になっているようなところはきちんとすき取って、中の土と混ざらないようにしますけれども。
- 15番委員 畑というのは、一番重量物はトラクターくらいですか、のっからないものですか。
- 8番申請者 はい。
- 15番委員 いきなりバックホウとかどのくらいのものを使うのか、例えばコンマ45とかそんなのが載ると結構変形しますよね。
- 8番申請者 その前に、ですから整地して、勾配を既存の駐車場の方へ向けたりして転圧しますけれども、ぐずぐずのまんまシートを敷くことはございません。
- 15番委員 いずれにしても〇〇さんよく施工管理されてですね、トラブルないようにお願いしたいと思います。
- 議長 ほかにありますか。
- 17番委員 では17番から。本日はどうもご苦労さまです。今、15番委員が大体あらかた説明されたのですけれども、農地なものですから、使用後はきれいに碎石を撤去していただいて、農地にしっかり復元をしていただきたいと、これは要望です。お願いいたします。
- 議長 なければ質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。
- (議案第4号8番案件申請者退出)
- 議長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2 : 4 6)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2 : 4 6)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

2 班。

2 班班長 9 番です。2 班に付託された議案第 1 号、農地法第 5 条（保留分）関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地法第 5 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 1 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第 1 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について（保留分）は、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第 2 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 7 番です。1 班に付託された議案第 2 号、農地法第 3 条関係は、1 番から 2 番の 2 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 9 番です。2 班に付託された議案第 2 号、農地法第 3 条関係は、3 番から 4 番の 2 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長

3 班。

3 班班長

1 4 番です。3 班に付託された議案第 2 号、農地法第 3 条関係は、5 番の 1 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長

報告が終わりました。

これより議案第 2 号に対する質疑を行います。

委 員

なし。

議 長

なければ打ち切ります。

これより議案第 2 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員

挙手全員。

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第 3 号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長

7 番です。1 班に付託された議案第 3 号、農地法第 4 条関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長

2 班。

2 班班長

9 番です。2 班に付託された議案第 3 号、農地法第 4 条関係は、2 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上。

議 長

3 班。

3 班班長

1 4 番です。3 班に付託された議案第 3 号、農地法第 4 条関係は、3 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たし

ておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。
これより議案第 3 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。
これより議案第 3 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第 4 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 7 番です。1 班に付託された議案第 4 号、農地法第 5 条関係は、1 番から 5 番の 5 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 9 番です。2 班に付託された議案第 4 号、農地法第 5 条関係は、6 番から 9 番の 4 件です。及び計画変更の 1 番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 1 4 番です。3 班に付託された議案第 4 号、農地法第 5 条関係は、1 0 番から 1 5 番の 6 件です。及び計画変更の 2 番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 4 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第 4 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第7、議案第5号、農地法第43条の規定による届出についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地法第43条の規定による届出書について受理の可否を審議のうえ議決願いたい。

令和7年1月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第5号、農地法第43条による届出書は議案書6ページ記載の2件です。

届出受理相当と考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。よろしいですか。これちょっと難しいのですよね。

6番。

6番委員 かみ砕いて簡単に言うと高度化施設というのは。

議 長 簡単に言うと、今まで宅地並の課税をされてしまったところが、この届けをすると農地としての課税にとどまる、税金面でメリットがある。ただし、要件がいろいろあって、その要件を一つずつ全部クリアしないと認定はされない。簡単過ぎる。

6番委員 何となく分かるような。

議 長 税制面のメリットがある。ただ、簡単にはできない。幾つかある条件を全部クリアしないと、これは該当しない。ただ、該当すれば、その税金面でのメリットは大きい。ここだと山の中なので、それほどあんまり大きなメリットはないかもしれないのだけれども、町場でやっていればかなり違います、税金が。

6番委員 宅地並みならばね。はい。

議 長 ということです。

15番。

15番委員 質問なのですけれども、高度化施設って、高度化って具体的に何が高度化になる。

議 長 事務局。

事務局 高度化施設というふうに名前はついておるのですけれども、基本的に栽培施設であれば種類は問わないという形の制度になっておりまして、高度か、と言われると。

15番委員 高度ということはハイレベル。

事務局 それを模しているわけではないのです。

議 長 そういう意味ではない。

事務局 レベルが高いというのではなくて、高度化施設という名称を使ってこの建物を普通のハウスとかと区別をしているというふうに捉えるのでしょうか。

議 長 別に高精度とかそういう意味ではないですね。

15番委員 普通のハウスより。

議 長 普通のハウスでもいい。極端なこと言うと普通のハウスでいい。パイプハウスでも一定の要件を満たせばいいのだよね。

事務局 はい。

事務局 下にコンクリ売ってもいい。

事務局 そうです。

事務局 高度化ハウスになると、農地の上にコンクリート打って農業用施設建てても「農地」として課税してくれる。

議 長 普通コンクリートは打てないではないですか、農地の上には。

事務局 鉄骨ハウスが建てられる。一応それでもコンクリートを打っても農地になるよという。

15番委員 分かりました。高度化ですよ。充分高度化。

議 長 いいですか。

委 員 なし。

議 長 では質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について届出を受理することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農地法第43条の規定による届出は、届出を受理することに決定しました。

次に、日程第8、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とし

ます。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和 7 年 1 月 2 7 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書 8 ページ記載の 1 3 件です。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 6 号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

次に、日程第 9、議案第 7 号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画（案）について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和 7 年 1 月 2 7 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書記載の 1 件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 2 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 説明が終わりました。

本案に対して質問がありましたらお願いします。

1 7 番委員 では 1 7 番から。期間が 3 年 1 か月と 5 年 8 か月があるのだけれども、これは何か意味があるの。

事務局 これは中間管理事業が地権者と農業公社と、あと公社と耕作者、それぞれ二重契約で、期間が違うのは地権者と耕作者。

17番委員 公社との、公社と地権者の契約の期間。

事務局 その期間が違うので、それで。

議長 質問ある方お願いします。よろしいですか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認されました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和7年第1回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 3時10分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和7年1月27日

安中市農業委員会会長

4番委員

14番委員